



手続き・届出・証明・税

戸籍・住民登録・印鑑登録

☎問い合わせ専用ダイヤル ☎03-5654-8191~2

各種証明書の種類と手数料

☎戸籍住民課 ☎03-5654-8191

請求の際には、本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証・パスポート・顔写真付き住民基本台帳カードなど)が必要です。写真付きの本人確認書類をお持ちでない場合は、お問い合わせください。

住民票の写し、住民票記載事項証明書、住民税・森林環境税の課税・納税証明書の請求は、オンライン申請(85ページ)もできます。住民票の写し、印鑑登録証明書、住民税・森林環境税の課税・納税証明書、本籍地および住所地が葛飾区の方の戸籍全部事項証明、戸籍個人事項証明、戸籍の附票の写しは、区民ホール(区役所2階)やコンビニエンスストアの証明書発行機からも交付できます(84ページ)。

種類	申請場所	手数料	備考
戸籍	全部事項証明書(戸籍謄本)	1通450円 ※1 (証明書発行機1通350円)	戸籍に記載されている方(除籍された方を含む)全員の記録内容を証明したもの。
	個人事項証明書(戸籍抄本)	1通450円 ※1 (証明書発行機1通350円)	戸籍に記載されている方のうち、一部の方(複数も可能)の記録内容を証明したもの。
	除籍全部事項証明書(除籍謄本)	1通750円	除籍に記載されている方全員の記録内容を証明したもの。
	除籍個人事項証明書(除籍抄本)	1通750円	除籍に記載されている方のうち、一部の方(複数も可能)の記録内容を証明したもの。
	改製原戸籍謄本・抄本	1通750円	法令に基づくコンピューター化や様式変更などで、戸籍をつくりかえる前の戸籍(原戸籍)の全員または一部の方の記録内容を証明したもの。
	身分証明書	1通300円	禁治産、準禁治産、破産の宣告、後見登記の通知の有無について証明したもの。本人以外の方が申請するときは、本人の委任状が必要です。
	戸籍の附票の写し	1通300円 ※1 (証明書発行機1通200円)	戸籍に記載されている方の住所の異動履歴を証明したもの。
	不在籍証明書	1通300円	現在、葛飾区〇〇番地(番)にその方の戸籍がないことを証明したもの。
届出の受理証明書	1通350円	戸籍の届出が済んだ(受理された)ことを証明したもの。届出人以外の方が申請するときは、届出人の委任状が必要です。	
住民票	住民票の写し	1通300円 ※2 (証明書発行機1通200円)	現在、住民登録をしている方の住所などを証明したもの。
	住民票の除票の写し	1通300円	区外へ転出した方や区内で亡くなった方の住所などを証明したもの。
	住民票記載事項証明書	1通300円	住民票の記録内容から必要な事項を証明したもの。
	不在住証明書	1通300円	現在、葛飾区〇丁目〇番〇号にその方の住民票がないことを証明したもの。
	住民票の特定閲覧	1件300円	本人および同じ世帯の住民票の内容を閲覧すること。
	住民票の不特定閲覧	最初の30分3,700円、以降30分を超えるごとに2,100円	公益性のある利用目的に限られ、事前の申請・承認が必要です。また、閲覧者や閲覧内容は公表されます。
印鑑	印鑑登録	1件50円	79ページをご覧ください。
	印鑑登録証明書	1通300円 ※2 (証明書発行機1通200円)	印鑑登録証が必要です。
税金	住民税・森林環境税の課税・納税証明書	1通300円 ※2 (証明書発行機1通200円)	
	軽自動車税(種別割)納税証明書	1通300円 (車検用は無料)	代理人が申請するときの委任状は、不要です。

※1 コンビニ等証明書発行機をご利用の方は、マイナンバーカード(電子証明書搭載のもの)が必要です。また、本籍地および住所地が葛飾区の方に限られます。

※2 コンビニ等証明書発行機をご利用の方は、マイナンバーカード(電子証明書搭載のもの)・住民基本台帳カード(事前に利用登録)が必要です。

🔍 検索、パソコンから詳細情報を簡単検索! 区公式ホームページの検索ボックスに便利帳コード を入れてください。

住民登録・住民票

Qwb 008

- ☉戸籍住民課 ☎03-5654-8192
- ☉区民事務所 ☎66・67ページ参照

住所が変わるときは、区民事務所が戸籍住民課で手続きが必要です。外国人の方も転入・転出・転居の手続きが必要です。届出をするときには本人確認書類(運転免許証・パスポートなど顔写真付きは1点、健康保険証など顔写真のない物は2点)をお持ちください。本人以外の方が手続きを行う場合は、委任状が必要となります。

転入届(新しく葛飾区へ引っ越してきた方)

- 【届出期間】 引っ越してきた日から14日以内
- 【届出人】 本人または世帯主
- 【必要な物】 前に住んでいた区市町村が発行した転出証明書、異動者全員のマイナンバーカード(お持ちの方のみ)、住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)、海外から転入された方は転入者全員のパスポート、戸籍謄本または抄本、戸籍の附票、外国人の方は転入者全員の在留カードまたは特別永住者証明書およびパスポート

転居届(区内で住所を移した方)

- 【届出期間】 引っ越した日から14日以内
- 【届出人】 本人または世帯主
- 【必要な物】 国民健康保険証(加入している方)など、異動者全員のマイナンバーカード(お持ちの方のみ)、住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)、在留カードまたは特別永住者証明書(外国人の方)

転出届(区外へ引っ越しする方)

- 転出証明書を発行します。
- 転出者のうち一人でもマイナンバーカードまたは住民基本台帳カードをお持ちの世帯の方は、カードによる転出の手続きが行えます。

- 詳しくはお問い合わせください。
 - 【届出期間】 引っ越しする日まで
 - 【届出人】 本人または世帯主
 - 【必要な物】 国民健康保険証(加入している方)など
- ### 世帯変更届(世帯主が変わったとき、世帯を分けたり、一緒にしたとき)
- 【届出期間】 変更のあった日から14日以内
 - 【届出人】 本人または世帯主
 - 【必要な物】 国民健康保険証(加入している方)など
- ### 住民票の写し(区内在住の方)

住民基本台帳に登録されている方の、住所・氏名・性別・生年月日などを公証するものです。

請求する場合は、本人確認書類(運転免許証・パスポートなど顔写真付きは1点、健康保険証など顔写真のない物は2点)をご提示ください。別世帯の方が代理で請求する場合は、委任状が必要です。

郵送・オンライン申請で交付できるほか、コンビニエンスストアや区民ホール(区役所2階)に設置の証明書発行機(84ページ)でも交付できます。

広域交付住民票の写し

全国の区市町村の窓口で請求できる住民票の写しです。本人や同じ世帯の方が、マイナンバーカード、住民基本台帳カードなど官公署が発行した顔写真付きの本人確認書類(運転免許証・パスポートなど)を各区市町村の窓口にご持参ください。

個人番号通知書・マイナンバーカード・公的個人認証

Qwb 506

- ☉戸籍住民課 ☎03-5654-8192
- ☉区民事務所 ☎66・67ページ参照

個人番号通知書

出生や国内転入などにより住民票に登録された方へマイナンバーを通知するものです。マイナンバー・氏名・生年月日などが記載されています。マイナンバーを証明する書類や身分証明書としては使用できません。また、再発行はできないため、マイナンバーを確認するには次のいずれかが必要です。

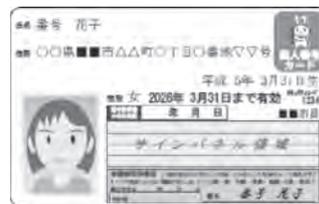
- ▷マイナンバーカードの取得
- ▷マイナンバーが記載された住民票の写しまたは住民票記載事項証明書の取得

通知カード

すでに廃止されており、交付・再発行・変更はできません。記載事項が住民票と一致している場合のみ、マイナンバーの証明書類として使用できます。

マイナンバーカード

マイナンバーの確認の他、身分証明書としても利用できます。



(表面)



(裏面)

【申請方法】

「個人番号通知書」または「通知カード」に同封の個人番号カード交付申請書に必要事項を記入の上、顔写真を添付し、同封の返信用封筒で郵送にて申請してください。スマートフォン、パソコン、マイナンバーカードの申請機能付きの証明写真機からも申請できます。

【交付】

申請から約1カ月半後、申請した方に「交付通知書」と交付についての案内を送付します。事前予約の上、区役所または区民事務所にて、交付します。

交付の際はマイナンバーカードの暗証番号の入力が必要です。

※本人が身体的理由などにより、来庁することが困難な場合は代理人に委任することができます。本人が来庁することができないことを証明するも

のや本人確認書類(顔写真付き)などが必要になります。詳しくは戸籍住民課へお問い合わせください。

【手数料】

初回カード発行時は無料(再交付時は1,000円(電子証明書を希望しない場合は800円))

【有効期間】

10回目の誕生日まで(発行時に18歳未満の方は5回目の誕生日まで)

【交付の際に必要な書類など】

- ①本人確認ができる物(運転免許証・パスポートなど)
- ②交付通知書
- ③通知カード(お持ちの方のみ)
- ④住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)

公的個人認証サービス(利用には暗証番号が必要です)

(1)利用者証明用電子証明書

マイナンバーカードで利用者証明用電子証明書を利用することにより、コンビニエンスストアでの住民票、印鑑登録証明書、住民税・森林環境税の課税・納税証明書、本籍地および住所地が葛飾区の方の戸籍全部事項証明、戸籍個人事項証明、戸籍の附票の写しの交付や、マイナポータルへのログインができます。

【申請方法】

マイナンバーカード申請の際に申し込みいただくか、区役所・区民事務所の窓口で申請できます。

【手数料】

初回カード発行時は無料(再発行時は200円)

【有効期間】 次のいずれか早い日まで

- ▷5回目の誕生日
- ▷マイナンバーカードの有効期限

【申請できる方】

マイナンバーカードをお持ちのご本人

【必要なもの】

マイナンバーカード

(2)署名用電子証明書

マイナンバーカードで署名用電子証明書を利用することにより、インターネットを利用して電子申請を行うことができます。

【申請方法】

マイナンバーカード申請の際に申し込みいただくか、区役所・区民事務所の窓口で申請できます(15歳未満は原則発行不可)。

【手数料】

初回カード発行時は無料(再発行時は200円)

【有効期間】 次のいずれか早い日まで

- ▷5回目の誕生日
- ▷利用者証明用電子証明書の有効期限
- ▷マイナンバーカードの有効期限

【申請できる方】

マイナンバーカードをお持ちの本人

【必要なもの】

マイナンバーカード

印鑑登録

Qwb 010

▶戸籍住民課 ☎03-5654-8192

▶区民事務所 ☎66・67ページ参照

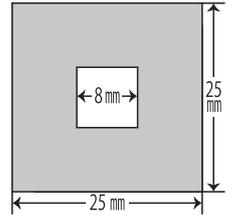
個人の印鑑登録は、戸籍住民課または区民事務所で取り扱っています。登録後に「印鑑登録証」を発行します。印鑑登録は財産の利害などに関係しますので、本人の申請による登録が原則です。

やむを得ない場合は代理人による申請もできますが、所定の条件を満たした委任状が必要です。

【手数料】 50円

【登録できる印鑑】

- ①住民基本台帳に記載されている「氏名」「氏」「名」または「氏・名」の頭文字の組み合わせで彫られたもの
- ②印影の大きさは、一辺の長さが8mmより大きく、25mmの正方形に収まるもの。欠けた印鑑や大量生産印、朱肉を使わない印鑑は避けてください。



【その他届け出が必要なとき】

- ▷印鑑登録証をなくしたり、破損したとき
 - ▷登録した印鑑が欠けたり汚れたりすり減ったりして読めなくなり、使用できなくなったとき
 - ▷氏の変更などで登録した印鑑を変更したいとき
- 印鑑登録をしている方が区外に転出する場合は、転出届の際に印鑑登録証を持参してください。

【印鑑登録証明書】 戸籍住民課または区民事務所・区民サービスコーナーに「印鑑登録証」を持参し、申請してください。マイナンバーカード・住民基本台帳カードに事前に利用登録をしていれば、コンビニエンスストアや区民ホール(区役所2階)に設置の証明書発行機でも交付できます(84ページ参照)。

手続きをする方	登録をする印鑑のほかに必要なもの	印鑑登録証の交付
本人	次のいずれかをお持ちください。 (ア)官公署発行の身分証明書で有効期限内のもの(運転免許証やパスポートのように、写真付きで特殊加工やプレス印のあるもの) (イ)保証人(区内で印鑑登録をしている方)が署名し、保証人の登録印を押した保証書、本人確認書類	登録後、すぐに印鑑登録証を交付します。
	上記の書類が無い場合 登録申請後、区から郵便で本人宛てに照会書をお送りします。同封の回答書に、本人が記入し申請した受付窓口へお持ちください。	本人確認と本人の居住確認を郵便で行うため、登録に日数がかかります。照会回答書と引き換えに印鑑登録証を交付します。
代理人(病気などやむを得ないとき)	代理人による申請は、委任状が必要です。 登録申請後、区から郵便で本人宛てに照会書をお送りします。同封の回答書に本人が記入し、申請した受付窓口へお持ちください。	照会回答書を代理人が提出する場合は、照会回答書にある委任状欄の記入が必要です。

法人が登録する場合

▶東京法務局城北出張所 小菅4-20-24 ☎03-3603-4305



委任状

保証書・委任状の用紙は、戸籍住民課、区民事務所に置いてあります。区ホームページからも取り出せます。

委任の項目によっては、下記以外にご記入いただくことがありますので、お問い合わせください。

委任状の記載例(委任する方がすべて記入してください)

委 任 状

葛飾区長あて

令和 年 月 日

住所
氏名
(本人) 生年月日
電話番号
通称(※)
氏名のカタカナ表記(※)

(印)

私は、下記の者を私の代理人と定め、_____に
関する権限を委任します。

住所
(代理人) 氏名
生年月日

印鑑登録申請、印鑑登録廃止、印鑑登録証亡失、住民異動届出、住民票の写しの交付、戸籍謄抄本の交付、住民税・森林環境税の課税・納税証明書(年度・使用目的)の交付などの「委任する事項」と「交付枚数」を書いてください。
(※)外国人住民の方で通称・氏名のカタカナ表記を登録している方はご記入ください。

印鑑登録に関する委任状の場合は、登録する印鑑を押してください。

外国人住民の方へ

Qwb 012

☎戸籍住民課 ☎03-5654-8192
☎区民事務所 ☎66・67ページ参照

住居地変更届

住民票の転入届・転居届(78ページ)と併せて入管法の住居地届出を行うことができます。必ず、在留カードまたは特別永住者証明書をご持参ください。

住居地届出(初めて中長期在留者となった方)

海外からの転入または在留資格変更により初めて中長期在留者となった場合は、住民異動の届出と併せて住居地届出を行います。

在留カードとパスポートをご持参ください。

特別永住者証明書の住居地以外の記載事項変更

氏名、生年月日、性別、国籍・地域に変更が生じた場合は、14日以内に戸籍住民課へ届け出てください。

特別永住者証明書の有効期間の更新

戸籍住民課で申請してください。

【届出期間】 有効期間の更新は、有効期間満了日の2カ月前から有効期間満了日まで(有効期間満了日が16歳の誕生日の方は、誕生日の6カ月前から有効期間満了日まで)。

【必要なもの】 特別永住者証明書、パスポート(お持ちの方)、写真1枚

在留カードや再入国許可に関するお問い合わせ

在留資格の変更や在留期間の更新、在留カードの発行(引替・再交付)、氏名や国籍等の変更手続きは、出入国在留管理庁で行います。

☎外国人在留総合インフォメーションセンター
☎03-5796-7112

戸籍の届出

☎戸籍住民課 ☎03-5654-8190

氏名・生年月日・父母との続柄・配偶者関係などの身分を証明するのが戸籍です。

現在は、単身・夫婦・親子によってそれぞれ戸籍が作られています。この戸籍があるところを本籍地と

いいます。

戸籍の記載は、届出によって行います。なお、出生・死亡・死産の届出に限り、区民事務所(66・67ページ)でも取り扱います。

名称	届出期間	届出地	届出人	添付書類・注意事項
出生届	生まれた日から14日以内(生まれた日を含む)	①父母の本籍地 ②届出人の所在地 ③出生地のいずれかの区市役所・町村役場	父または母(父母が届出人にならないときは、お問い合わせください)	出生証明書(届書右側に医師または助産師が記入したもの) 【注意】 命名は、常用漢字、人名用漢字、平仮名、片仮名の範囲内です。
養子縁組届	届出日から法律上の効力が発生します	①養親または養子の本籍地 ②届出人の所在地のいずれかの区市役所・町村役場	養親と養子(養子が15歳未満のときは法定代理人)	未成年者を養子とする場合または後見人が被後見人を養子とするときは、家庭裁判所の許可書。 【注意】 証人2名が必要です。養親または養子が夫婦の場合、その一方のみと縁組するときにはもう一方の同意が必要です。また、15歳未満の方を養子とするとき、その養子に親権者以外に監護者がいるときは、その監護者の同意が必要です。

名称	届出期間	届出地	届出人	添付書類・注意事項
婚姻届	同上	①夫または妻の本籍地 ②夫または妻の所在地 のいずれかの区市役所・町村役場	夫と妻	【注意】 証人2名が必要です。
離婚届	(協議離婚の場合) 同上 (裁判離婚の場合) 調停成立の日、審判または裁判の確定の日から10日以内	①届出人の本籍地 ②届出人の所在地 のいずれかの区市役所・町村役場	(協議離婚) 夫と妻 (裁判離婚) 裁判の申立人	裁判離婚の場合は、調停調書の謄本、審判書の謄本と確定証明書など。 【注意】 協議離婚の場合は、証人2名が必要です。婚姻で氏が変わった方は、婚姻前の氏に戻りません。婚姻中の氏を引き続き称したい場合は、「離婚の際に称していた氏を称する届」が必要です。未成年の子がいる場合は、親権者を定めてください。
離婚の際に称していた氏(婚姻当時の氏)を称する届	協議離婚届出日、調停成立の日、審判または裁判の確定の日から3カ月以内	①届出人の本籍地 ②届出人の所在地 のいずれかの区市役所・町村役場	離婚により、婚姻前の氏に復した者	【注意】 婚姻中の氏と婚姻前の氏が同じ場合は、届出の必要はありません。
転籍届	届出日から法律上の効力が発生します	①本籍地 ②転籍地 ③届出人の住所地 のいずれかの区市役所・町村役場	戸籍の筆頭者とその配偶者	【注意】 戸籍が電子化されていない方が他区市町村に転籍するときは、戸籍謄本をお取り寄せの上、添付してください(発行後3カ月以内のもの)。
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	①死亡者の本籍地 ②届出人の所在地 ③死亡地 のいずれかの区市役所・町村役場	死亡者と同居の親族、同居していない親族、同居者、家主、地主、家屋管理人、土地管理人、公設所の長、後見人、保佐人、補助人、任意後見人および任意後見受任者など	死亡診断書または死体検案書(届書右側に医師が記入したもの) 後見人などが届出する場合は、登記簿謄本。 【注意】 必ず火葬場を定めてから届出をしてください。
改葬許可申請	改葬しようとするとき	遺骨を埋葬または預けている寺などの所在地の区市役所・町村役場	改葬しようとする者	遺骨を埋葬または預けている寺および改葬先の寺などの証明書。 改葬先が都営(公営)墓地の場合はその使用許可書。

この他に、認知、養子離縁、入籍、分籍、死産などの届出があります。

婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁、認知の届出の際には、届書を持参された方の本人確認を行っています。官公署発行の顔写真付きの本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)をご持参ください。

届出の当事者に外国人の方を含む場合は、届出内容や国籍によって複数の添付書類が必要となる場合がありますので、詳しくは戸籍住民課へお問い合わせください。調停・審判に関することは、東京家庭裁判所(☎03-3502-8331)へお問い合わせください。

都営の霊園

☉(公財)東京都公園協会 ☎03-3232-3151

区民葬儀 wb 007

☉福祉管理課 ☎03-5654-8244

葬儀にかかる区民の負担軽減のため、特別区区民葬儀運営協議会指定の葬儀店が、祭壇の設置や火葬などを取り決めた料金で行うものです(ただし、葬儀の形態によっては、取り決めた料金以外に人件費などの別料金がかかります)。死亡届の際に、戸籍住民課または区民事務所の窓口で利用券をお受け取りください。

おくやみコーナー wb 711

☉戸籍住民課 ☎03-5654-8191~2

亡くなられた方に関する一部手続きの受付や関係する手続きの案内などを行っています。

予約が必要です。詳しくは、区ホームページをご覧ください。いただくかお問い合わせください。

税金

税金相談

住民税・森林環境税

▷ 課税内容について

◎ 税務課 ☎03-5654-8550

▷ 納税について

◎ 収納対策課 ☎03-5654-8186

都税

◎ 葛飾都税事務所(区役所総合庁舎内) ☎03-3697-7511(代)

国税

◎ 葛飾税務署 立石8-31-6 ☎03-3691-0941(代)

住民税・森林環境税の賦課・申告

Qwb 016

◎ 税務課 ☎03-5654-8550

前年の1年間(1~12月)の所得を基礎に税額を算出します。所得に応じた所得割額と納税者に均等に課税される均等割額および森林環境税額の合計が年税額となります。

【申告をしていただく方】

- ▷ 1月1日現在、区内在住で、前年中に所得のあった方
- ▷ 区内在住でなくても、1月1日現在、区内に事務所・事業所・家屋敷をお持ちの方
- ▷ 前年中に所得がなくても、非課税証明書が必要となる方や国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療制度などに加入している方

【申告をしなくてもよい方】

- ▷ 税務署に所得税の確定申告書を提出した方
- ▷ 前年中の所得が給与所得だけで、勤務先で給料から住民税が差し引きされている方
- ▷ 生活保護法による生活扶助を受けている方

【申告の期限】 毎年3月15日

納税の方法

Qwb 017

普通徴収

◎ 収納対策課 ☎03-5654-8186

区が送付する納付書で、6月(第1期)、8月(第2期)、10月(第3期)、翌年1月(第4期)の4回の納期に分けて納めていただきます。

納付は、収納対策課・区民事務所のほか、銀行・信用金庫・信用組合・農業協同組合・ゆうちょ銀行などの金融機関、およびコンビニエンスストアでできます。また、口座振替による納付もできます(85ページ)。

その他、ペイジー対応のATM・ネットバンキング・モバイルレジ・クレジットカード・スマートフォン決済アプリを利用してお支払いできるサービスがあります(86ページ)。

特別徴収

◎ 税務課 ☎03-5654-8550

給与所得者の住民税は、税額通知書により給与支払者(勤務先)を経由して通知された税額を、給与支払者が毎月(6月~翌年5月の12カ月間)の給与から差し引きして、納めていただきます。年金所得にかかる住民税は、原則として65歳以上で公的年金などが年18万円以上の方を対象に、年6回の年金支給時に、年金から引き落としして納めていただきます。

納期限内に納められないとき

◎ 収納対策課 ☎03-5654-8188 Qwb 018

納期限を過ぎると延滞金が増加されます。災害その他、やむを得ない理由によって、納期限内に納められないときはご相談ください。

住民税・森林環境税の減免

Qwb 016

◎ 税務課 ☎03-5654-8550

次のような理由で、どうしても納められない方は、理由を証明する書類を添えて、納期限までに申請してください。

- ▷ 生活保護法による生活扶助などを受けている方
- ▷ 災害や病気などのために、収入がまったく無くなったり、生活が非常に苦しくなった方で、その状態が2年以上継続する見込みの方
- ▷ その他、特別な理由がある方

税金の証明が必要なとき

Qwb 020

◎ 税務課 ☎03-5654-8550

本人確認ができる証明書(マイナンバーカード・運転免許証など)をお持ちになって、本人がお越しくください。

代理人の場合は委任状(80ページ)が必要です。郵送サービスなど(84ページ)もできます。

コンビニ等証明書発行機をご利用の方は、マイナンバーカード(電子証明書搭載のもの)・住民基本台帳カード(事前に利用登録)が必要です。

【手数料】 1通300円(証明書発行機200円)

税金カレンダー(申告と納期限)

時期	住民税・森林環境税・軽自動車税(区役所税務課)	都税(都税事務所)	国税(税務署)
4月			
5月	軽自動車税(種別割)	自動車税(種別割)、 鉦区税	消費税中間申告※
6月	住民税・森林環境税 第1期	固定資産税・ 都市計画税 第1期	
7月			所得税(予定納税)第1期 源泉所得税(納期特例分・10日まで)
8月	住民税・森林環境税 第2期	個人の事業税 第1期	消費税中間申告※
9月		固定資産税・ 都市計画税 第2期	
10月	住民税・森林環境税 第3期		
11月		個人の事業税 第2期	所得税(予定納税)第2期 消費税中間申告※
12月		固定資産税・ 都市計画税 第3期	
1月	住民税・森林環境税 第4期	都民税配当割(源泉徴収選択の口座内配当等)(10日まで) 都民税株式等譲渡所得割(10日まで) 償却資産の申告、住宅用地の申告	源泉所得税(納期限の特例分・20日まで)
2月	住民税の申告(16日から)	固定資産税・ 都市計画税 第4期	贈与税の申告(2月1日～3月15日) 所得税の確定申告(2月16日～3月15日)
3月	住民税の申告(15日まで)	個人の事業税の申告、 事業所税(個人の事業にかか るもの)(15日まで) 地方消費税(個人の事業にかか るもの)	消費税の確定申告(個人の事業にかか るもの・3月31日まで)
毎月	住民税・森林環境税(給与特別徴収分。翌月10日まで) 特別区たばこ税、入湯税	都民税利子割、都民税配当割(翌月10日まで) 都たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、宿泊税	源泉所得税(支払月の翌月10日まで) 酒税、たばこ税、たばこ特別税、揮発油税、 地方道路税
偶数月	住民税・森林環境税(年金特別徴収分)		
定められているもの	退職所得にかかる住民税	法人の事業税(特別法人事業税)・都民税、自動車税環境性能割、狩猟税、不動産取得税、事業所税(法人の事業にかかるもの)、地方消費税(法人の事業にかかるもの)、自動車税種別割(月割課税分)	法人税、地方法人税、相続税、登録免許税、印紙税、消費税(法人にかかるもの)、自動車重量税

特に指定のない場合の納期限は、指定月の末日です。また、納期限などの最終日が土曜日または休日にあたる場合は、休日の翌日が期限となります。

※消費税および地方消費税は、直前の課税期間の確定消費税額(年税額)に応じて、年1～11回の中間申告と納付が必要になります。

軽自動車税(種別割)

Qwb 022

☎税務課 ☎03-5654-8194

毎年4月1日時点で、原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車や、二輪の小型自動車を所有している方に課税されます。対象の方には、5月中旬に納税通知書を発送しますので、5月中に納付してください。

納付は、住民税と同様ですので、住民税の納税の方法(82ページ)をご覧ください。ただし、**軽自動車税(種別割)は口座振替を取り扱っておりません。**

車種	総排気量	定格出力	税額
原動機付自転車	特定小型	0.60kW以下	2,000円
	第一種	50cc以下	0.60kW以下 2,000円
	第二種乙	50cc超 90cc以下	0.60kW超 0.80kW以下 2,000円
	第二種甲	90cc超 125cc以下	0.80kW超 1.00kW以下 2,400円
	ミニカー	20cc超 50cc以下	0.25kW超 0.60kW以下 3,700円
二輪の軽自動車(軽二輪)(三輪以上のトライクなど)	125cc超 250cc以下 (50cc超250cc以下)	1.00kW超 (0.60kW超)	3,600円
二輪の小型自動車	250cc超	1.00kW超	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	制限なし	制限なし 2,400円
	その他	制限なし	制限なし 5,900円

三輪・四輪については、初度検査の日や燃費性能などにより税額が異なります。

軽自動車 (総排気量 660cc以下)	税額			
	初度検査が 平成27年3月31 日以前の車両	初度検査が 平成27年4月1 日以降の車両	初度検査から 13年経過した 車両	
	(1)	(1)'	(2)	
四輪	乗用 自家用	7,200円	1万800円	1万2,900円
	乗用 営業用	5,500円	6,900円	8,200円
四輪	貨物用 自家用	4,000円	5,000円	6,000円
	貨物用 営業用	3,000円	3,800円	4,500円
三輪		3,100円	3,900円	4,600円

初度検査から13年経過すると(2)の税額になります。ただし、電気・燃料電池・天然ガス・メタノール・ガソリン・ハイブリッド・被けん引車の6車種については、初度検査から13年経過しても(1)または(1)'の税額のままです。

また、初度検査が「令和6年4月1日～令和8年3月31日」のうち、電気自動車などの車両は、当該年度の翌年度分について税額が約75%軽減されます。

詳しくは、お問い合わせください。

障害のある方の減免

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、または、その方と生計を共にするご家族の方が所有する軽自動車などについては、条件により税金の減免が受けられます(ただし、普通自動車を含め1台に限ります)。障害の程度により減免を受けられない場合があります。

車体構造が車いす移動用などの軽自動車についても減免が受けられます。

いずれの場合も申請が必要です。

軽自動車等の登録・廃車 Qwb 023

車種ごとに申請場所が異なります。

原動機付自転車、小型特殊自動車

● **税務課** ☎03-5654-8194

区外へ転出するときは、廃車の手続きが必要です。

三輪・四輪の軽自動車

● **軽自動車検査協会東京主管事務所足立支所**

足立区宮城1-24-20

コールセンター ☎050-3816-3102

二輪の軽自動車、二輪の小型自動車

● **足立自動車検査登録事務所**

足立区南花畑5-12-1

テレホンサービス ☎050-5540-2031

自動車・バイクの仮ナンバー Qwb 024

● **地域振興課** ☎03-5654-8231

● **区民事務所** ☎66-67ページ参照

自動車検査証の有効期限が切れた自動車・バイクを検査のために回送する場合など、必要に応じて臨時運行許可証と番号標(仮ナンバー)を交付します。

手続きする場所

証明書などの夜間、土・日曜日、祝日の受け取り

月～金曜日に区役所へ来られない方のために、次のようなサービスがあります。

▷ 埋葬許可証の交付

▷ 婚姻届・死亡届などの戸籍の届け出

▷ 電話予約による住民票の写し、印鑑登録証明書、住民税・森林環境税の課税・納税証明書の交付

【届け出・交付】 区役所 1階夜間・休日窓口

電話予約

平日の電話予約で、予約当日の夜間や直後の土・日曜日、祝日に受け取れます(予約受付時間/月～金曜日午前9時～午後4時)。

▷ **住民票の写し・印鑑登録証明書**

● **戸籍住民課** ☎03-5654-8191

▷ **住民税・森林環境税の課税・納税証明書**

● **税務課** ☎03-5654-8550

インターネット予約

パソコンやスマートフォンからも予約できます。詳しくは、区ホームページをご覧ください。

受け取れる証明	予約できる方	受け取りできる方	手数料	受取日時
住民票の写し Qwb 025	発行される住民票の写しに記載されている方	本人に限ります。ただし、世帯全員の写しの場合、同じ世帯の方も受け取れます。本人確認ができる運転免許証などをご持参ください。	1通 300円	▷ 月～金曜日の夜間 予約した当日の午後5時15分～10時 ▷ 土・日曜日、祝日 予約直後の土・日曜日、祝日の午前9時～午後10時(年末年始を除く)
印鑑登録証明書 Qwb 026	本人	印鑑登録証を持参した本人または代理人		
住民税・森林環境税の課税・納税証明書 Qwb 020	本人	本人確認ができる運転免許証などを持参した本人に限ります。		

コンビニエンスストア等証明書発行機

ご利用には、マイナンバーカード(電子証明書搭載のもの)か証明書発行利用登録がされている住民基本台帳カードが必要です。

※令和7年12月末で、住民基本台帳カードの運用は終了いたします(有効期限の延長はできません)。

【住民票の写し、印鑑登録証明書、住民税・森林環境税の課税・納税証明書】

証明書発行場所	発行機の稼働時間	手数料
コンビニエンスストア(セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ)	全日 午前6時30分～午後11時 (年末年始、メンテナンス日を除く)	1通 200円
区民ホール (区役所2階)	月・火・木・金曜日 午前8時30分～午後5時	
	水曜日 午前8時30分～午後7時30分	
	休日開庁日(毎月1回日曜日) 午前9時～正午	
えきにこわ (72ページ)	全日 午前8時30分～午後9時 (年末年始、閉館日を除く)	
新小岩北区民サービススポット (68ページ)	月～金曜日 午前8時30分～午後5時	

【戸籍証明書など(本籍地及び住所地が葛飾区の方のみ)】

※住民基本台帳カードでは、発行できません。

証明書発行場所	発行機の稼働時間	手数料
上記証明書発行場所全て	月～金曜日 午前9時～午後5時 (祝日、年末年始、メンテナンス日を除く)	①戸籍全部事項証明書: 1通 350円 ②戸籍個人事項証明書: 1通 350円 ③戸籍の附票の写し: 1通 200円

郵送サービス

● **戸籍住民課** ☎03-5654-8191

● **税務課** ☎03-5654-8550

必要事項(85ページ)を書いた紙と、宛て先を記入し切手を貼った返信用封筒と本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証など)の写しを同封して各請求先へ送ってください。手数料は、定額小為替(郵便局で購入)または現金書留をご利用ください。証明書が届くまでに1週間から10日間かかります。

プライバシーの侵害などにつながるような不当な請求には応じられません。本人以外の請求には、委任状や請求理由を疎明する資料などが必要な場合があります(住民税・森林環境税の課税・非課税証明書、納

税証明書は本人請求のみで本人の住民登録地へ郵送します。

郵送申請する証明	請求先	必要事項
戸籍 (各証明等の名称) Qwb 027	〒124-8555 葛飾区役所 戸籍住民課 住民記録係	<ul style="list-style-type: none"> ▷本籍と筆頭者氏名(戸籍の一番はじめに書いてある人) ▷必要な証明の種類と通数 ▷使いみち ▷筆頭者と申請者との関係 ▷申請者の住所・氏名・電話番号(昼間の連絡先)
住民票の 写し Qwb 028		<ul style="list-style-type: none"> ▷必要な証明の種類と通数 ▷必要な方の住所・氏名 ▷続柄・本籍・マイナンバー(個人番号)の記載の有無 ▷外国人住民の方の国籍・地域、在留情報など 本籍の記載の有無 ▷使いみち ▷証明が必要な方と申請者との関係 ▷申請者の住所・氏名・電話番号(昼間の連絡先)
住民税・森林環境税の課税・非課税・納税証明書 Qwb 020	〒124-8555 葛飾区役所 収納対策課	<ul style="list-style-type: none"> ▷必要な証明の年度と種類と通数 ▷必要な方の必要年度の1月1日現在の住所・氏名・生年月日 ▷使いみち ▷現在の住所・氏名・電話番号(昼間の連絡先)
軽自動車税(種別割)の納税証明書 Qwb 508	〒124-8555 葛飾区役所 税務課 税務係	<ul style="list-style-type: none"> ▷ナンバープレートの番号 ▷納税義務者または所有者の住所・氏名 ▷使いみち(車検用は無料) ▷申請者の住所・氏名・電話番号(昼間の連絡先)

各種申請などのオンラインサービス **Qwb 033**

DX推進課 ☎03-5654-8610

各種申請、届け出や講座などの申し込みを、インターネットを利用して、いつでも行うことができます(ただし、メンテナンスなどで申請できない時間帯があります)。パソコン、携帯電話、スマートフォンでご利用ください(手続きによっては、携帯電話、スマートフォンから利用できない場合があります)。

オンライン申請ができる主な手続き

手続名	所管課	必要な電子証明書	電子納付
住民票の写し交付申請 (77ページ)	戸籍住民課	公的個人認証	○
住民票記載事項証明書交付申請 (77ページ)			
住民税・森林環境税 証明書交付申請(77ページ)	税務課	公的個人認証	○
飼い犬の死亡届・変更届 (150ページ)	生活衛生課	-	-
情報公開請求(61ページ)	総務課	-	-
不用品交換情報申し込み (147ページ)	リサイクル 清掃課	-	-
介護保険被保険者証の再交付 (106ページ)	介護保険課	-	-
介護保険負担割合証の再交付 (106ページ)			
各種講座などの申し込み	募集時期や内容は「広報かつしか」や 区ホームページをご覧ください。		
各種がん検診の申し込み・ マンモグラフィ検査の予約	健康推進課	-	-

電子証明書

申請、届け出の一部で、公的個人認証サービスによる電子証明書が必要な場合があります。

詳しくは区ホームページをご覧ください。

電子納付サービス

手数料などの支払いをパソコンや携帯電話などからできます。証明書などは自宅へ郵送しますので、区役所へ出向く必要がありません。

都税事務所

立石5-13-1 区役所総合庁舎内

☎03-3697-7511(代表) 65ページ参照

担当業務	担当課
固定資産税・都市計画税の課税、評価証明などの発行、名寄帳などの閲覧、不動産取得税の課税、家屋・土地・償却資産の評価	固定資産税課
納税証明、還付・充当、時間外領収、徴収猶予、滞納整理、差押財産の公売、申告書等受付(自動車税(種別割)、法人事業税・都民税、事業所税、個人事業税)	徴収課
庶務、契約、広報、都税相談	総務課

便利な納付方法

口座振替による納付

収納対策課 ☎03-5654-8186

住民税・森林環境税、国民健康保険料などのお支払いに安心、便利な口座振替をご利用ください。

口座振替の申込手続きは、口座振替受付サービスと口座振替依頼書による二つの方法があります。

口座振替受付サービス **Qwb 038**

区役所や区民事務所の窓口で、口座名義人ご本人が金融機関のキャッシュカードをお持ちになれば、その場で簡単に口座振替の手続きができます。

利用できる金融機関

【銀行】

ゆうちょ銀行、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、千葉銀行、きらぼし銀行、楽天銀行

【信用金庫】

亀有信用金庫、東京東信用金庫、城北信用金庫、東京シティ信用金庫、朝日信用金庫、興産信用金庫、東栄信用金庫、小松川信用金庫

【信用組合】

青和信用組合、第一勧業信用組合、大東京信用組合、中ノ郷信用組合、江東信用組合

※ご利用できる口座は普通預金、通常貯金(ゆうちょ銀行)です。

※磁気ストライプの付いていないカードなど一部使用できないカードがあります。

【受付窓口】

収納対策課、介護保険課、保育課、戸籍住民課、区民事務所

口座振替依頼書 **Qwb 465**

区役所、区民事務所、区民サービスコーナー、区内の金融機関に置いてある口座振替依頼書に記入・押印し、郵送または区役所、金融機関にご提出ください。

対象となる公金	口座振替受付サービス	口座振替依頼書
住民税・森林環境税 (普通徴収のみ)	○	○
国民健康保険料	○	○
後期高齢者医療保険料	○	○
介護保険料 (普通徴収のみ)	○	○
保育園保育料	○	○
学童保育クラブ使用料 (公立のみ)	○	○
住宅使用料	●	○
生業資金償還金	×	○
奨学資金返還金	●	○
母子及び父子福祉応急 小口資金	●	○
女性福祉資金	●	○
東京都母子及び父子 福祉資金	●	○

●は収納対策課のみで受付

※介護保険料が年金天引き(特別徴収)されている方は、年金天引きが優先されます。

コンビニエンスストアでの納付 Qwb 039

☎収納対策課 ☎03-5654-8186

住民税・森林環境税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育園保育料、学童保育クラブ使用料(公立のみ)、児童福祉施設等設置費徴収金は、コンビニエンスストアでも納付できます。送付されたバーコード付きの納付書をお持ちいただき、お支払いください。

※納付書に記載されている期限内にお支払いください。
※納付書1枚当たりの金額が30万円を超える場合や、バーコードがない納付書、汚れなどによりバーコードが読み取れない納付書はお取り扱いできません。

スマートフォン決済アプリなどでの納付 Qwb 040

☎収納対策課 ☎03-5654-8186

納付書に印刷されたバーコードをアプリなどで読み取り、お支払いできるサービスです。詳しくは、区ホームページをご覧ください。

【納付できる税など】

住民税・森林環境税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料

※納付書1枚当たりの金額が30万円を超える場合や、バーコードがない納付書、汚れなどによりバーコードが読み取れない納付書はお取り扱いできません。

ペイジー対応納付書による ネットバンキングでの納付

☎収納対策課 ☎03-5654-8186 Qwb 509

パソコンや携帯電話からネットバンキングに接続して納付ができます。ペイジーマーク入りの納付書に記載されている納付番号などが必要です。詳しく

は、区ホームページをご覧ください。

【納付できる税など】

住民税・森林環境税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険料

※事前に金融機関へネットバンキングの申し込みが必要です。

ペイジー対応納付書による ATMでの納付

Qwb 509

☎収納対策課 ☎03-5654-8186

ペイジー対応ATMでの納付ができます。ペイジーマーク入りの納付書、キャッシュカードまたは現金をご用意ください。詳しくは、区ホームページをご覧ください。

【納付できる税など】

住民税・森林環境税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険料

※ペイジーマークのついた金融機関ATMで利用できます。
※現金は、時間帯・曜日によって取り扱いできない場合があります。

ペイジー対応納付書による クレジットカードでの納付

☎収納対策課 ☎03-5654-8186 Qwb 509

ペイジーマーク入りの納付書、パソコンまたは携帯電話、クレジットカードをご用意ください。インターネットサイトまたはアプリを利用した納付方法です。詳しくは、区ホームページをご覧ください。

【納付できる税など】

住民税・森林環境税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険料

※区の窓口では、クレジットカードによる納付はできません。
※納付書1枚当たりの納付金額が30万円を超える場合、クレジットカードによる納付はできません。
※納付書1枚当たりの納付金額に応じて、決済手数料がかかります。

地方税お支払サイトなどでの納付 Qwb 743

☎収納対策課 ☎03-5654-8186

軽自動車税(種別割)は「地方税お支払サイト」でも納付できます。「地方税お支払サイト」へアクセスし、納付書記載の納付番号等を入力するか、納付書の二次元コードを読み取ることで納付できます。

※お支払方法によっては、決済手数料がかかる場合があります。